

○ **提言3** 検察の組織とチェック体制に関する取組状況

- ・ 監察指導部：違法・不適正行為に関する内外からの情報を把握・集約して分析・検討を行い，必要に応じて監察を実施する。
外部有識者である参与に対し，定期的に監察の実施結果を報告し，参与から意見・助言を得る。

H23.7.8 監察指導部の設置

- ・ 参与会：最高検において，検察改革の取組を含む検察運営全般の実情について，参与に報告するとともに，検察運営の在り方に関し，参与から意見・助言を得る。

H23.7.8 検察運営全般に関する参与会運営要綱の策定

以後，随時，参与会が開催